

(別添2)

OpenAI に対する注意喚起の概要

令和5年6月2日
個人情報保護委員会

当委員会は、令和5年6月1日付けで、OpenAI, L.L.C. 及び OpenAI OpCo, LLC に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第147条の規定に基づき、下記概要のとおり、注意喚起を行った。

なお、本注意喚起は、当委員会が現時点で明確に認識した懸念事項を踏まえたものであり、今後新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じて、追加的な対応を行う可能性がある。

記

1 要配慮個人情報の取得

あらかじめ本人の同意を得ないで、ChatGPTの利用者（以下「利用者」という。）及び利用者以外の者を本人とする要配慮個人情報を取得しないこと（法第20条第2項各号に該当する場合を除く。）。

特に、以下の事項を遵守すること。

(1) 機械学習のために情報を収集することに関して、以下の4点を実施すること。

- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。
- ② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。
- ③ 上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。
- ④ 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。

(2) 利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した要配慮個人情報について、正当な理由がない限り、取り扱わないこと。

2 利用目的の通知等

利用者及び利用者以外の者を本人とする個人情報の利用目的について、日本語を用いて、利用者及び利用者以外の個人の双方に対して通知し又は公表すること。

以上